

平成27年度の公的年金

社会保険労務士法人オスビス
代表社員 特定社会保険労務士

井上義教

1月30日、平成27年度の年金額が発表されました。今年はい「マクロ経済スライドが発動された」「名目の年金額が16年ぶりに引き上げられた」など注目すべき年といえます。お客さまから年金について質問を受けることもあるでしょう。本企画では、平成27年度の年金についてQ & A形式で解説します。

1 平成27年度の年金額は いくらになったの？

A 平成27年度の年金額は、平成26年度の年金額対比で、基本的に0・9%の引上げとなった。前年度対比で年金額が上昇するのは、平成11年度以来16年ぶりのことである。

平成26年度の老齢基礎年金（満額）は年額77万2800円だったが、平成27年度は78万100円となる。6月に支給される4月・5月分の年金額から改

定が行われる。改定される主な

年金額を平成26年度の年金額と対比して、図表1に紹介しておく。また、これに伴って、障害基礎年金や遺族基礎年金の年金額も改定される（図表2、3）。

名目の年金額は上昇したものの、物価スライド特例措置の解消に伴う減少分に加え、マクロ経済スライド制の本格発動が行われた。これらが高齢者の個人消費に与える影響は決して小さいものではないため、景気は全体的に盛り上がりを欠くことにな

なるだろう。

2 物価が上がっているのに、年金の上がり方の ほうが小さいのはなぜ？

A 厚生労働省の発表によると、平成26年平均の全国消費者物価指数は+2・7%だった。名目手取り賃金変動率（+2・3%）よりも物価上昇率（+2・7%）が高い場合は、年金額は名目手取り賃金変動率（+2・3%）で改定されることにな

そうすると、本来であれば年金額は2・3%上昇することになるが、ここに2つの障壁が立ちだかる。1つは、物価スライド特例措置の解消（△0・5%）、もう1つがマクロ経済スライド制の本格発動（△0・9%）である。

これらにより、年金額の上昇率は、本来2・3%上昇するはずのところ、0・9%（+2・3% - 1・0 - 0・5 - 0・9）の上昇に留められてしまったのである。

物価スライド特例措置の解消については、過去の、実質的な年金施策の遺恨の解消ともいえる。つまり、平成12年度から平成14年度にかけて、物価下落にもかかわらず年金額を引き下げないで据え置いた（これを「物価スライド特例措置」という）ことに端を発し、本来水準（本来、年金はこの金額が支給されるであろう水準）と物価スライド特例水準（物価スライド特例

図表1 平成27年度の年金額

(単位：円)

	平成27年度	平成26年度	差額
老齢基礎年金(満額)	780,100	772,800	7,300
老齢厚生年金の配偶者加給年金額(※)	224,500	222,400	2,100
子の加算額(第1子、第2子)	224,500	222,400	2,100
子の加算額(第3子以降)	74,800	74,100	700
障害厚生年金の配偶者加給年金額	224,500	222,400	2,100
障害厚生年金3級の最低保障額	585,100	579,700	5,400
障害手当金の最低保障額	1,170,200	1,153,800	16,400
遺族厚生年金の中高齢の寡婦加算	585,100	579,700	5,400

※配偶者加給年金の特別加算額

	平成27年度	平成26年度	差額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日生まれ	33,200	32,800	400
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	66,200	65,600	600
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	99,400	98,500	900
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	132,500	131,300	1,200
昭和18年4月2日以後生まれ	165,600	164,000	1,600

図表2 障害基礎年金の金額

(単位：円)

障害等級	子の数	年額(平成27年度)	年額(平成26年度)	差額
1級	0人	975,100	966,000	9,100
	1人	1,199,600	1,188,400	11,200
	2人	1,424,100	1,410,800	13,300
	3人	1,498,900	1,484,900	14,000
2級	0人	780,100	772,800	7,300
	1人	1,004,600	995,200	9,400
	2人	1,229,100	1,217,600	11,500
	3人	1,303,900	1,291,700	12,200

図表3 遺族基礎年金の金額

(単位：円)

子がいる配偶者の場合	基本額	子の加算額	合計額(平成27年度)	合計額(平成26年度)	差額
子が1人いる配偶者	780,100	224,500	1,004,600	995,200	9,400
子が2人いる配偶者	780,100	449,000	1,229,100	1,217,600	11,500
子が3人いる配偶者	780,100	523,800	1,303,900	1,291,700	12,200

18歳未満の子だけの場合	基本額	子の加算額	合計額(平成27年度)	合計額(平成26年度)	差額
子が1人	780,100	—	780,100	772,800	7,300
子が2人	780,100	224,500	1,004,600	995,200	9,400
子が3人	780,100	299,300	1,079,400	1,069,300	10,100

措置によって実際に支給される年金水準」との間に乖離が生じてしまったのである。
政府は、物価が上昇する局面では、本来水準を上げる一方で物価スライド特例水準を引き上げず両者の乖離を埋め、物価が

下落する局面では、本来水準・物価スライド特例水準ともに引き下げて両者の乖離幅を維持する方策を取り、時間の経過とともに何とか物価スライド特例水準と本来水準との乖離を埋めようとしたが、物価の上昇局面は

なかなか訪れず、その間の過剰な年金の支払い額が年金財政に与える影響を看過できなくなってしまったのである。
そこで政府は、「物価スライド特例措置の解消」を決め、平成24年度に残っていた2・5%

の乖離を段階的に解消することにした。平成27年4月はその最後の解消のタイミングであり、それが△0・5%ということになる。

前述の推移については、厚生労働省が1月30日に発表した「本来水準と特例水準の年金額改定の推移」がともよくまとまっているので、確認しておくといだろう。

なお、物価スライド特例措置によって、過剰に支払われた年金額は、一説に7兆円ともいわれており、年金財政に与える影響を考えると、その解消は一刻の猶予もならない状況であったといえる。

物価上昇率、物価スライド特例措置の解消、マクロ経済スライド制の本格発動の関係を图示すると、図表4のようになる。年金支給額の引上げ率が、本来引き上げられるべき2・3%を大きく下回った理由がよくわかるだろう。

Q3 「マクロ経済スライド制」ってなに？

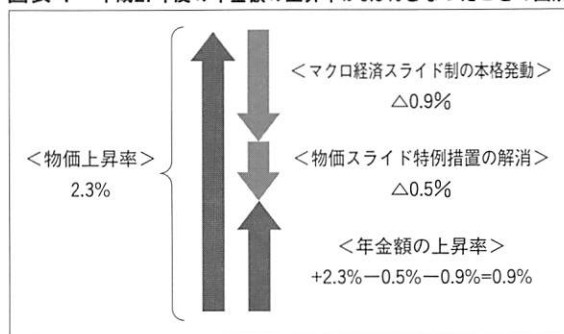
A

「マクロ経済スライド制（以下、マクロ経済スライド）」は、平成16年の年金制度改正で導入された制度で、厚生労働省の解説では、「賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み」とされている。ただ、これではまったく意味がわからないので端的に説明すると、「年金制度の支え手が今後減少していくので、それに合わせて年金額を減額する仕組み」となる。

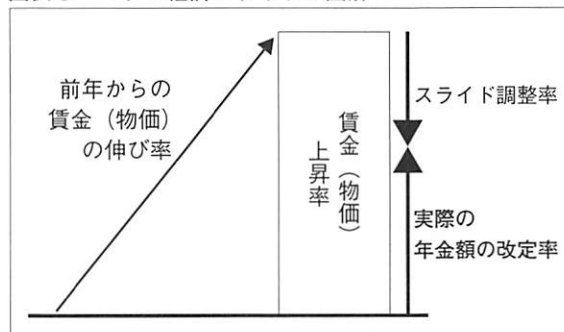
そこで、「調整」という言葉を「減額」と置き換えると、厚生労働省の解説も「賃金や物価の改定率を減額して緩やかに年金の給付水準を減額する仕組み」となり、若干わかりやすいかもしれない。

いずれにしても、このマクロ経済スライドの発動により、「現役被保険者の減少」と「平均余

図表4 平成27年度の年金額の上昇率が0.9%となったことの図解



図表5 マクロ経済スライドの図解



例えば、賃金(物価)上昇率が1.5%で、スライド調整率が0.9%のとき、実際の年金額の改定率は0.6%となる。

なお、マクロ経済スライドは平成27年4月に初めて発動されるに至ったと紹介されるケースが多いが、実は昨年度(平成26年度)において、すでに発動されている。

Q4 公的年金について今後どんな改正が予定されているの？

A

年金制度の改正は、今後も目白押しスケジュールである。

まず、平成29年9月にかけて、厚生年金保険料率の引上げが行われる(図表6参照)。

平成29年9月以後は、厚生年金の保険料率は1000分の183で固定されるが、その代わりにマクロ経済スライドが導入され、保険料収入に見合った給付水準を模索することになった

命の伸び」に基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を年金額の上昇率から控除することとされているのである。

また、マクロ経済スライドの発動は、前述の「物価スライド特例水準」が解消された後に行われることになっていたため、平成16年の制度改定以降、一度も発動されていなかった。実は、このことが年金財政に与える影響も小さくなく、今後物価が下

落する中にあってもマクロ経済スライドを発動するよう、法改正が予定されているわけである。

ところで、「スライド調整率」は、公的年金の被保険者数の変動率(△0.6%)と平均余命の伸び率(△0.3%)を乗じたものとされ、つまるところ、「△0.9%」が年金額の上昇幅から控除されることになる。

マクロ経済スライドを図解すると、図表5のようなになる。例

のである（国民年金保険料も、平成29年度以降は、「1万6900円×保険料改定率」で固定されることになっている）。

また、平成27年10月には、共済年金の厚生年金への統合が行われる。共済年金は、従来より厚生年金と比較して優遇されていると批判の多かった部分があり、厚生年金への統合は時代の流れとして当然であろう。

さらに、現時点では不透明な部分が多いものの、消費税の10%への引上げと同時に、年金の受給資格期間の短縮（25年→10年）も実施されることになっている。これにより、無年金者が大幅に減少することが見込まれている。

「年金生活者支援給付金」（低所得者の年金受給者に月額5000円を支給する等）の制度についても、消費税が10%へと引上げになるまで延期された。

一方、保険料の徴収関係では、平成24年10月から平成27年9月

までの3年間に限って国民年金保険料を10年遡って納付することができ、「後納制度」が、平成27年10月以降も存続する予定である（ただし、過去5年間の保険料に限りて納付することができ、平成30年9月までの時限措置とされる予定）。

もう少し大局的に年金制度を俯瞰すると、昨年6月に公表された財政検証結果が注目される。平成16年の年金制度改正では、前述のように保険料を一定水準まで引き上げたうえで固定する

図表6 厚生年金保険料率の引上げ

期間	保険料率
平成26年9月～平成27年8月	1000分の174.74
平成27年9月～平成28年8月	1000分の178.28
平成28年9月～平成29年8月	1000分の181.82
平成29年9月以降	1000分の183

一方、同時にマクロ経済スライドを導入することで、今後の年金給付については、現役時代の所得代替率で50%を維持することができ、「100年安心できる」制度が実現できたとされたが、それから10年経過した時点におけるこの財政検証においては、シナリオによっては、現在の年金制度が抱えている積立金の枯渇も予想されるという、大変厳しい内容のものであった。

また、今回の財政検証では、「オプション試算結果」も報告されている。これによると、以下の3つのオプションが示され、それぞれの今後のシナリオが分析されている。

(1) マクロ経済スライドの仕組みの見直し（物価下落時においてもマクロ経済スライドを発動させる）

(2) 被用者保険の更なる適用拡大
(3) 保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

結論からいうと、(3)の効果が

最も高く、次いで(1)(2)となる。今後の年金制度改正も、この財政検証を踏まえた内容になるのではないだろうか。

(2)の關係でいうと、平成28年10月以降、次の要件を満たした人を社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用対象とするということが決まっている。

① 1週間の所定労働時間が20時間以上

② 1年以上の雇用が見込まれている

③ 月額賃金が8・8万円以上

④ 学生等でない

この改正により、約25万人が新たに社会保険の適用対象となるが、この改正が年金財政に与える影響は、実はそれほど大きくはない。年金財政に対する影響というよりも、従来の第1号被保険者を第2号被保険者へと「衣替え」することで、非正規労働者のセーフティネットの枠組みを広げようとする目的のほうが大きいと考えられる。

☐